

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州における集会制限等の緩和（10月16日午後4時より施行）

2020年10月16日
在ブリスベン総領事館

● 16日、パラシェ・クイーンズランド（QLD）州首相は、同16日（金）午後4時から、QLD州内における制限を以下のとおり前倒しで緩和する旨発表しました。

- 1 COVID 安全対策計画を有する結婚式場におけるダンスは最大40名まで可能となる。
- 2 Year12 卒業パーティでのダンスは許可される。
- 3 自宅及び公共の場所での集会可能人数を40名までに緩和する。
- 4 高齢者介護居住施設からの外出を再開可能とする。
- 5 以下について引き続き努めることをすべての州民に求める。
 - (1) 体調不良時の自宅待機
 - (2) COVID-19 の症状がある場合、軽度であっても検査を受ける
 - (3) 1.5mの社会的距離確保
 - (4) 石けん又は手指消毒液によるこまめな手洗い又は消毒
 - (5) くしゃみや咳をする際は腕又はティッシュで口を覆い、使用したティッシュはゴミ箱に捨てる。

本措置に関するパラシェQLD州首相 Twitter は以下（英文のみ）をご覧ください。

<https://twitter.com/annastaciamp>

本措置に関する州保健省の説明は以下（英文のみ）州保健省フェイスブックをご覧ください。

https://www.facebook.com/QLDHealth/?tn-str=k*F

現行のQLD州規制緩和ロードマップは、以下をご覧ください

・原文（英文のみ）

https://www.covid19.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0016/127150/DPC7309-COVID-19-Restrictions-roadmap.pdf?nocache-v5

・仮訳（当館HP）

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/qldroadmap02102020.pdf>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録された

メールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>